

第2次朝倉市環境基本計画

“思いっきり しん呼吸”

天を知り、あさくらを**照**らす、**人**づくり



令和2（2020）年3月 策定
令和7（2025）年2月 改定

朝 倉 市

はじめに

平成 18 (2006) 年 3 月に 1 市 2 町で合併した朝倉市は、北は古処山をはじめとする山々が連なり、南は九州一大河筑後川が流れる自然豊かなまちです。

この恵まれた自然環境を次世代に引き継ぐため、朝倉市では、「朝倉市環境基本計画」を策定し、環境の保全や創造に関する取組を推進しています。また、「朝倉市環境基本計画」の計画期間終了に伴い、令和 2 (2020) 年 3 月に「第 2 次朝倉市環境基本計画」を策定しました。



昨今、日本に限らず世界各地の状況を見ますと、異常気象が発生し、大規模な自然災害が増加するなど、気候変動問題への対応が、国際的により大きな課題になっています。

気候変動問題は、地球温暖化も密接に関わっており、世界中で脱炭素に対する機運が高まっています。日本では、令和 2 (2020) 年 10 月にカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。朝倉市においても、地球環境問題の対策にこれまで以上に取り組むための「朝倉市ゼロカーボンシティ宣言（令和 4 (2022) 年 1 月）」に加え、人と動物の健康及び環境の健全性を守るための「朝倉市ワンヘルス推進宣言（令和 5 (2023) 年 3 月）」を行いました。

このような背景を踏まえ、自然環境の保全と持続可能な社会を目指すため、「第 2 次朝倉市環境基本計画」を見直しました。本計画は、令和 5 (2023) 年 3 月に策定された「第 3 次朝倉市総合計画」を環境面から実現するものとなります。見直しにご尽力賜りました環境アクション協議会の委員をはじめアンケートにご協力いただいた市民、事業所の皆様に心から感謝申し上げます。

これまでのように、四季の移り変わりを肌で感じることができ、自然とともに暮らしていくために、「第 2 次朝倉市環境基本計画」で目指す環境像である「“思いっきり しん呼吸” 天を知り、あさくらを照らす、人づくり」を実現し、豊かな自然環境を次の世代へ引き継ぐため、全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様には、ますますのご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和 7 年 2 月

朝倉市長 林 裕二

目 次

第1次朝倉市環境基本計画の総括	1
第1章 計画の基本的事項	9
1. 計画策定の背景と目的	10
2. 計画の位置づけ	11
3. 計画の期間	12
4. 計画の対象範囲	12
5. 計画の構成	13
6. 各主体の役割	14
第2章 朝倉市の環境とめざす環境像	15
1. 朝倉市の概況	16
2. 朝倉市の誇るべき環境	26
3. 朝倉市のめざす環境像	28
第3章 環境像の実現に向けた環境施策	31
基本方針I 「天を知り森林・農地等の土台づくり」	34
基本方針II 「生活を照らす暮らしづくり」	46
基本方針III 「古から未来へ人づくり」	67
第4章 計画の推進	75
1. 計画の推進について	76
2. 進行管理について	78
資料編	81

第1次朝倉市環境基本計画の総括

第1次朝倉市環境基本計画では、めざすべき環境像「“思いつきり しん呼吸”人と自然がひびき合うまち あさくら」の実現に向けて、環境の保全やごみの減量等に関する様々な取り組みを行いました。

基本方針 I 自然をはぐくむ

～良質で豊かな自然を守り育てるために～

朝倉市の豊かな自然をはぐくむため、3つの環境目標と6つの取り組みの柱、10の指標を設定していました。

平成30（2018）年度に達成率が80%を上回った指標は、10のうち5つでした。

達成できた指標の中で、特に達成率が高かった指標は「森林での植林活動への参加人員」であり、市民が森林を大切にしていることが分かります。

一方、以下の指標に関しては目標達成率が低く、取り組みの見直しを行う必要があります。

【指標】荒廃農地及び荒廃樹園地面積

関連する取り組みの柱	浄化機能・保水機能の高い森林・農地等の保全・育成
指標の達成率が低くなった要因と考えられるもの	➤ 少子高齢化等による人手不足 ➤ 度重なる自然災害

【指標】生き物とのふれあいに関する満足度（市民アンケート）

関連する取り組みの柱	動植物の生息・生育環境の保全
指標の達成率が低くなった要因と考えられるもの	➤ 有害鳥獣※1による農林業被害の増加 ➤ 外来生物※2の繁殖

【指標】水や水辺とのふれあいに関する満足度（市民アンケート）

関連する取り組みの柱	水辺とのふれあい空間づくり
指標の達成率が低くなった要因と考えられるもの	➤ 集中豪雨や水害の発生 ➤ 水草等の繁茂

【指標】あさくら美化バンク※3利用団体数

関連する取り組みの柱	公共空間・民有地の緑化推進
指標の達成率が低くなった要因と考えられるもの	➤ 少子高齢化等による人手不足 ➤ 行政の周知不足

■基本方針Ⅰに関する環境目標及び取り組みの柱

環境目標	取り組みの柱
水やきれいな空気をつくる緑の工場、森林・農地を守り育てる	ア. 淨化機能・保水機能の高い森林・農地等の保全・育成
多様な生態系と豊かな自然の息吹を感じる風景を守り育てる	ア. 動植物の生息・生育環境の保全 イ. 自然環境に配慮した土地利用
生活空間等身近なみどり、水を守り育てる	ア. 水辺とのふれあい空間づくり イ. 河川・水路等の水循環の保全 ウ. 公共空間・民有地の緑化推進

■基本方針Ⅰに関する指標の目標達成状況

指 標	第1次計画策定時 (H20年度)		中間見直し時 (H25年度)		現状値	達成率	評価
	現状値	目標値	現状値	目標値			
農地面積	5,560ha (H18年度)	5,440ha	5,480ha (H24年度)	5,440ha	4,910ha (H30年度)	90%	A
水源の森を守る活動への参加意識 (市民アンケート)	20.4% (H19年度)	30%	15.1% (H25年度)	25%	—	—	—
森林面積	13,573ha (H19年度)	13,570ha	13,515ha (H24年度)	13,570ha	13,475ha (H30年度)	99%	A
荒廃農地及び荒廃樹園 地面積	127ha (H18年度)	117ha	88ha (H24年度)	70ha	112ha (H30年度)	63%	C
農業の担い手となる認定農業者経営体	465経営体 (H19年度)	480経営体	425経営体 (H24年度)	465経営体	395経営体 (H30年度)	85%	B
森林での植林活動への 参加人員	200人 (H19年度)	300人	150人 (H25年度)	200人	212人 (H30年度)	106%	A
生き物とのふれあいに 関する満足度 (市民アンケート)	42% (H19年度)	50%	43% (H25年度)	50%	32% (H30年度)	63%	C
水や水辺とのふれあい に関する満足度 (市民アンケート)	50% (H19年度)	60%	54% (H25年度)	60%	45% (H30年度)	75%	C
あさくら美花美化バンク 利用団体数	年間3団体 (H19年度)	年間6団体	年間5団体 (H25年度)	年間6団体	年間3団体 (H30年度)	50%	C
緑とのふれあい、緑の 多さに関する満足度 (市民アンケート)	75% (H19年度)	80%	74% (H25年度)	80%	69% (H30年度)	86%	B

※指標の達成率は、目標に向けて数値を上げる取り組みをする場合は、【現状値÷目標値×100（%）】で計算を行う。一方、目標値に向けて数値を下げる取り組みをする場合は、【目標値÷現状値×100（%）】で計算を行う。

※評価は、達成率が90%以上であれば「A」、80%以上90%未満であれば「B」、80%未満は「C」とする。

※市民アンケートに関する指標の現状値は、令和元（2019）年度に実施した市民アンケートの集計結果による。

※【指標】水源の森を守る活動への参加意識（市民アンケート）は、令和元（2019）年度に行った市民アンケートの設問から削除したため、現状値・達成率・評価を「—」とする。

基本方針Ⅱ 暮らしをはぐくむ ～将来の世代も安全で快適に暮らせるために～

快適な暮らしをはぐくむため、4つの環境目標と11の取り組みの柱、16の指標を設定し事業を進めてきました。

平成30（2018）年度に達成率が80%を上回った指標は16のうち11であり、概ね目標を達成しました。

特に、「住宅用太陽光発電設備の設備容量」は目標を大きく上回っており、新エネルギー利用の促進に関する取り組みが浸透していると考えられます。

一方、以下の指標に関しては目標達成率が低く、取り組みの見直しを行う必要があります。

【指標】河川における水質環境基準（BOD※4）未達成地点数

関連する取り組みの柱	水質保全対策の推進
指標の達成率が低くなった要因と考えられるもの	➤ 生活排水等による水質汚濁

【指標】市民1人1日当たりのごみ排出量

関連する取り組みの柱	4R※5の促進
指標の達成率が低くなった要因と考えられるもの	➤ 事業系ごみ排出量の増加

■基本方針Ⅱに関する環境目標及び取り組みの柱

環境目標	取り組みの柱
大気、水、土壤、静けさを守り、安心して暮らせるまちをつくる	ア. 大気汚染防止対策・悪臭対策の推進 イ. 騒音・振動防止対策の推進 ウ. 水質保全対策の推進 エ. 化学物質による環境リスクの低減
暮らしに4Rが定着した、循環型社会をつくる	ア. 4Rの促進 イ. 廃棄物の適正処理の推進 ウ. 散乱ごみ・不法投棄防止対策の推進
資源・エネルギーを大切に使い、地域から地球温暖化防止に取り組む	ア. 省エネルギー・省資源の取り組みの推進 イ. 新エネルギー利用の促進
新鮮な水や空気をもとにした安全・安心な食材を提供する	ア. 地産地消の推進 イ. 安全・安心な食材の提供

基本方針Ⅱに関する指標の目標達成状況

指 標	第1次計画策定時 (H20年度)		中間見直し時 (H25年度)		現状値	達成率	評価
	現状値	目標値	現状値	目標値			
空気のきれいさに関する満足度 (市民アンケート)	72% (H19年度)	80%	69% (H25年度)	80%	71% (H30年度)	88%	B
道路交通騒音環境基準未達成地点数	3 (H17・18年度)	0	1 (H24年度)	0	1 (H30年度)	—	C
まちの静けさに関する満足度 (市民アンケート)	68% (H19年度)	80%	67% (H25年度)	80%	69% (H30年度)	87%	B
河川における水質環境基準(BOD)未達成地点数	1 (H17・18年度)	0	1 (H24年度)	0	2 (H30年度)	—	C
寺内ダムにおける水質環境基準(COD)	達成 (H17・18年度)	達成維持	達成 (H24年度)	達成維持	達成 (H30年度)	—	A
川・池のきれいさに関する満足度 (市民アンケート)	41% (H19年度)	50%	50% (H25年度)	50%	43% (H30年度)	86%	B
市民1人1日当たりのごみ排出量	805g／人・日 (H18年度)	564g／人・日	810g／人・日 (H22年度)	564g／人・日	847g／人・日 (H30年度)	67%	C
ごみのリサイクル率	25.5% (H18年度)	37%	25.0% (H22年度)	37%	51.1% (H30年度)	138%	A
まちの清潔さに関する満足度 (市民アンケート)	49% (H19年度)	60%	55% (H25年度)	60%	52% (H30年度)	87%	B
環境美化活動への年間参加者数	延べ45,920人 (H19年度)	50,000人	策定期維持 (H24年度)	50,000人	41,200人 (H30年度)	82%	B
一斉清掃・ノーポイ運動・道路愛護・河川清掃等への参加意向 (市民アンケート)	57% (H19年度)	70%	49% (H25年度)	70%	67% (H30年度)	95%	A
二酸化炭素総排出量	— (H16年度)	—	1,197,090 t-CO ₂ /年 (H25年度)	現状維持	1,012,629 t-CO ₂ /年 (H28年度)	—	A
外出の際は、できるだけ公共交通機関を利用する、若しくは自転車・徒歩にする割合 (市民アンケート)	11% (H19年度)	20%	17% (H25年度)	20%	19% (H30年度)	96%	A

※【指標】二酸化炭素総排出量は、第1次計画策定時と中間見直し時並びに現状値(H28年度)で計算方法が異なり比較が困難なため、第1次計画策定時の現状値・目標値を「—」とする。

■基本方針Ⅱに関する指標の目標達成状況（続き）

指 標	第1次計画策定時 (H20年度)		中間見直し時 (H25年度)		現状値	達成率	評価
	現状値	目標値	現状値	目標値			
住宅用太陽光発電設備 の設置件数、設備容量	417件	1,000件	1,333件	2,500件	2,314件	93%	A
	1,653kW (H17年度)	4,000kW	6,029kW (H24年度)	10,000kW	21,915kW (H30年度)	219%	
太陽光や太陽熱などの 自然エネルギーを利用する 設備を積極的に導入する割合 (市民アンケート)	15% (H19年度)	20%	27% (H25年度)	35%	25% (H30年度)	71%	C
エコファーマー認定件数	166件 (H19年度)	200件	140件 (H24年度)	200件	7件 (H30年度)	4%	C

基本方針Ⅲ 人をはぐくむ

～一人ひとりの意識を行動に変え、より大きな取り組みにつなげるために～

環境保全に取り組む人をはぐくむため、3つの環境目標と8つの取り組みの柱、10の指標を設定し事業を進めてきました。平成30（2018）年度に達成率が80%を上回った指標は10のうち4つでした。達成できた指標の中で、「広報による環境情報の年間掲載回数」は特に高く、行政が積極的に環境情報を発信していることが分かります。

一方、以下の指標に関しては目標達成率が低く、取り組みの見直しを行う必要があります。

【指標】祭り、市の伝統行事などふるさとの行事に関する満足度（市民アンケート）

関連する取り組みの柱	歴史的・文化的資源、伝統文化の保存と継承
指標の達成率が低くなった要因と考えられるもの	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内の歴史や文化に関する教育・広報が不十分 ➤ 少子高齢化等による人手や後継者不足

【指標】甘木歴史資料館への年間入館者数

関連する取り組みの柱	環境教育・学習を進めるためのしくみづくり
指標の達成率が低くなった要因と考えられるもの	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 朝倉市の歴史的・文化的資源のPRが不十分

【指標】こどもエコクラブ登録数

関連する取り組みの柱	環境保全活動の充実
指標の達成率が低くなった要因と考えられるもの	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自然体験機会の減少 ➤ 環境保全活動の指導者不足

■基本方針Ⅲに関する環境目標及び取り組みの柱

環境目標	取り組みの柱
朝倉の歴史・文化を伝える	ア. 歴史的・文化的資源、伝統文化の保存と継承 イ. 観光と結びつけた情報発信
環境教育・学習を進める	ア. 環境教育・学習を進めるためのしくみづくり イ. 環境教育・学習拠点の整備 ウ. 環境教育・学習の推進
環境保全活動をひろげる	ア. 環境情報の整備と積極的な環境情報発信 イ. 環境保全活動の充実 ウ. 環境保全活動のネットワーク化

■基本方針Ⅲに関する指標の目標達成状況

指 標	第1次計画策定時 (H20年度)		中間見直し時 (H25年度)		現状値	達成率	評価
	現状値	目標値	現状値	目標値			
歴史的雰囲気に関する満足度 (市民アンケート)	32% (H19年度)	40%	39% (H25年度)	45%	32% (H30年度)	72%	C
祭り、市の伝統行事などふるさとの行事に関する満足度 (市民アンケート)	52% (H19年度)	60%	57% (H25年度)	65%	40% (H30年度)	62%	C
甘木歴史資料館への年間入館者数	約1万人 (H19年度)	約1.5万人	約8,500人 (H24年度)	約1.5万人	7,540人 (H30年度)	50%	C
平塚川添遺跡公園への年間入場者数	約2.5万人 (H19年度)	約3万人	約16,400人 (H24年度)	約3万人	16,494人 (H30年度)	55%	C
環境出前講座の年間開催数	3回 (H19年度)	10回	3回 (H24年度)	6回	5回 (H30年度)	83%	B
たかき清流館の受け入れ団体数	68団体 (H20年度)	80団体	36団体 (H24年度)	80団体	7団体 (H30年度)	9%	C
広報による環境情報の年間掲載回数	12回 (H19年度)	12回	策定時維持 (H25年度)	12回	12回 (H30年度)	100%	A
エコアクション21導入事業所数	2事業所 (H20年度)	10事業所	4事業所 (H25年度)	5事業所	4事業所 (H30年度)	80%	B
こどもエコクラブ登録数	2団体 (H19年度)	4団体	1団体 (H24年度)	2団体	0団体 (H30年度)	—	C
市内の環境保全活動団体数(市把握分のみ)	38団体 (H20年度)	50団体	43団体 (H25年度)	50団体	45団体 (H30年度)	90%	A

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と目的
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の対象範囲
5. 計画の構成
6. 各主体の役割



■ファームステーションバサロのひまわり(市の花)

1. 計画策定の背景と目的

国は、多様化・複雑化する環境問題に対し、平成5（1993）年11月に「環境基本法※6」を制定し、平成6（1994）年12月に環境基本法第15条に基づく環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として、「環境基本計画」を策定しました。この環境基本計画は5年ごとに見直しが行われており、令和6（2024）年5月に「第六次環境基本計画」が策定されました。

また、地球温暖化対策計画では令和3（2021）年4月に、令和12（2030）年度において、温室効果ガス46%削減（平成25（2013）年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。

「気候変動適応法※7」では熱中症による死亡者数が増加傾向にあるため、令和6（2024）年から、熱中症警戒情報を法的に位置づけ、熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）※8を創設しました。また、市町村長による指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）※9の開放措置など、熱中症予防を強化するための仕組みを創設する等の措置が講じられています。

朝倉市では、平成21（2009）年3月に「朝倉市環境基本計画」（以下「第1次計画」という。）を策定し、環境保全、創造に関する施策を総合的かつ計画的に取り組んできました。その一環として、市民・民間団体・事業者・行政のメンバーからなる「環境アクション協議会」を組織し、環境基本計画の実現に向けて活動（企画・実践）しています。

しかしながら、人口減少や高齢化等によって本市を取り巻く社会状況は変化しているとともに、記録的な猛暑や集中豪雨をはじめとする異常気象が頻発する等、気候変動の影響も大きく受けようになりました。

特に、平成29（2017）年7月九州北部豪雨は、本市に甚大な被害をもたらし、改めて自然災害の脅威を再認識しました。また、森林や農地を保全・育成することの重要性や地球温暖化防止対策（低炭素社会の構築）の必要性を突きつけられました。

これらを背景に、令和4（2022）年1月に令和32（2050）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ※10」の実現に向けて取り組むことを宣言しています。

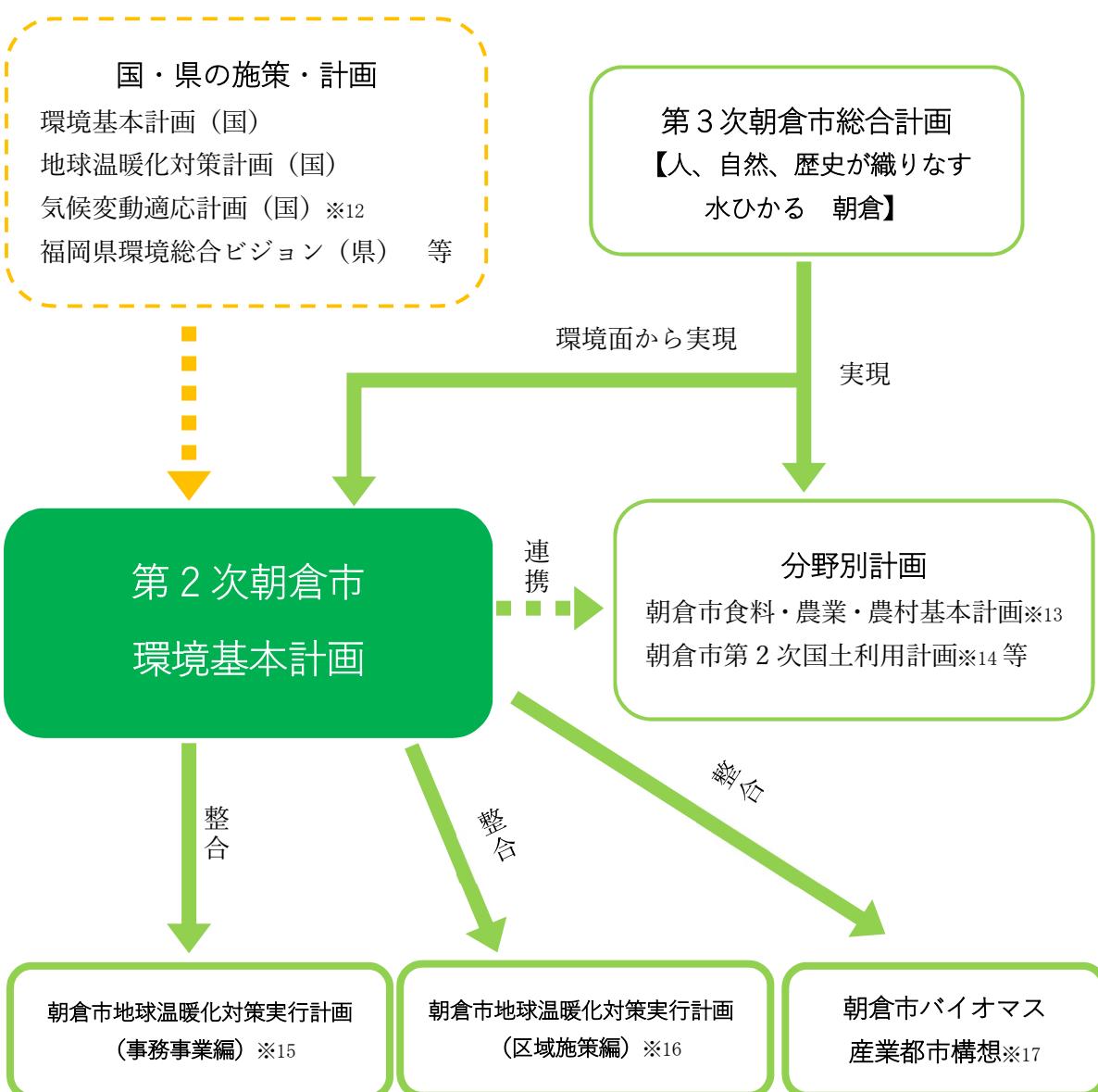
このことを踏まえ、近年の朝倉市を取り巻く情勢や地域特性に応じた取り組み、そして著しく変化を見せる地球環境への対策をこれまで以上に総合的かつ計画的に進めるため、令和2（2020）年3月に策定した「第2次朝倉市環境基本計画」（以下「本計画」という。）の見直しを行いました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものであり、朝倉市の環境に関する関連計画の最上位に位置づけられます。

また、本計画は「第3次朝倉市総合計画※11」で掲げられた朝倉市の将来都市像「人、自然、歴史が織りなす 水ひかる 朝倉」を環境面から実現させようとするものです。

なお、計画の策定に当たっては、国・県の法律・条例及び関連計画並びに市が策定している他のビジョン及び計画等と整合性を図っています。

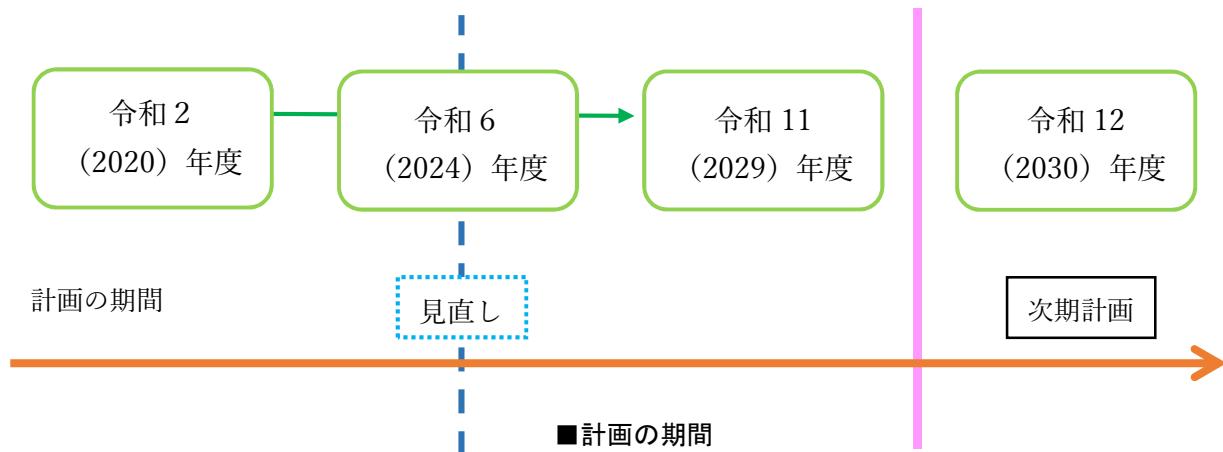


■計画の位置づけ

3. 計画の期間

本計画の目標年度は令和11（2029）年度、計画期間は令和2（2020）年度～令和11（2029）年度までの10年間とします。

なお、計画策定の5年後に当たる令和6（2024）年度には、朝倉市を取り巻く環境や社会状況の変化、科学技術の進展等を踏まえ、計画の見直しを行いました。



4. 計画の対象範囲

本計画の対象とする環境分野は地球環境、自然環境、生活環境とします。

なお、これらの環境の保全を進めるための人づくりに関わる「環境教育・環境学習」についても、本計画において扱うこととします。

地球環境 【地球温暖化・再生可能エネルギー等】		環境教育・環境学習
自然環境 【動植物・生態系等】		
生活環境 【水・大気・公園・騒音・廃棄物・史跡、文化財等】		

5. 計画の構成

本計画の構成は次のとおりです。

環境基本計画策定の背景と基本的考え方

1. 計画の基本的事項

朝倉市の環境と朝倉市のめざす環境像

“思いつきり しん呼吸”

天を知り、あさくらを照らす、人づくり

環境基本計画の基本方針と取り組みの体系

基本方針 I

天を知り森林・農地等の土台づくり

新

呼吸

- I-1 多様な生物が暮らす豊かな森林・農地を守り育てる

- I-2 身近なみどり・水を守り育てる

基本方針 II

生活を照らす暮らしづくり

浸

呼吸

- II-1 健康で快適な暮らしの基盤づくり

- II-2 循環型社会の構築

- II-3 低炭素社会の構築

基本方針 III

古から未来へ人づくり

心

呼吸

- III-1 朝倉の自然、歴史・文化を守り伝える人づくり

- III-2 環境保全活動をひろげる

数値目標～基本方針 I、II、IIIに対する数値目標～

この環境基本計画を着実に進めます

- 1. 計画の推進について
- 2. 進行管理について

6. 各主体の役割

めざす環境像「“思いっきり しん呼吸” 天を知り、あさくらを照らす、人づくり」を実現するため、市民・民間団体・事業者・行政が互いに補完・協働し、その立場における役割を担う必要があります。そこで、本計画における市民・民間団体・事業者・行政のそれぞれの役割を次のように定めます。

市民の役割

☆市民は、地域の良好な環境づくりに対して主体的役割を担います。そのため、日常生活や活動を通じ、省資源や省エネルギー、再生可能エネルギーの導入、地域の清掃や家庭及び地域の緑化等に自発的、積極的に取り組むとともに、環境に配慮した地域づくりに参加します。

民間団体の役割

☆民間団体は、専門的な能力を活かして積極的に情報を発信し、多くの市民や事業者と連携・協力して、組織的な環境づくりの運動を広め、運動を通じた環境意識の向上に努めます。また、行政に対しては環境づくりの意見や具体的なアイデアの提供、環境施策の評価等も行います。

事業者の役割

☆事業者は、事業活動が地域の環境に与える影響が大きいことを十分認識し、省資源や省エネルギー、再生可能エネルギーを導入する等の環境に配慮した取り組みを積極的に進めます。また、地域に開かれた企業として、積極的に情報を公開し、良好な環境の形成に努めます。

行政の役割

☆行政は、地域の良好な環境づくりを進める指導的な役割を担います。したがって、自ら率先して事務・事業における環境配慮に取り組むとともに、構想、計画、実施のそれぞれの段階において、地域の環境特性を考慮する等、事前の調整を行い、良好な環境の形成に努めます。また、市民や事業者の行う良好な環境づくりの適切な支援や指導に努めます。